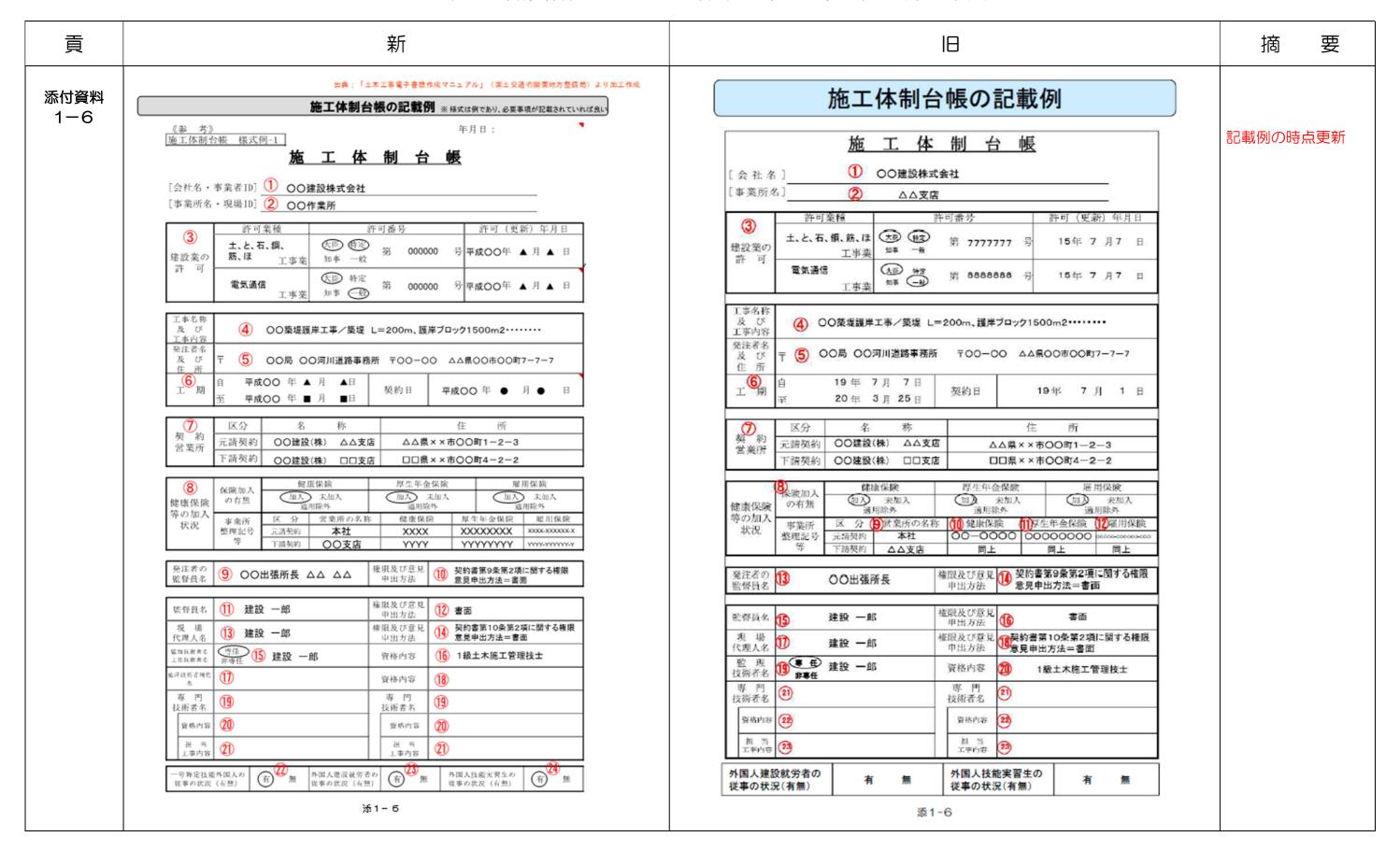
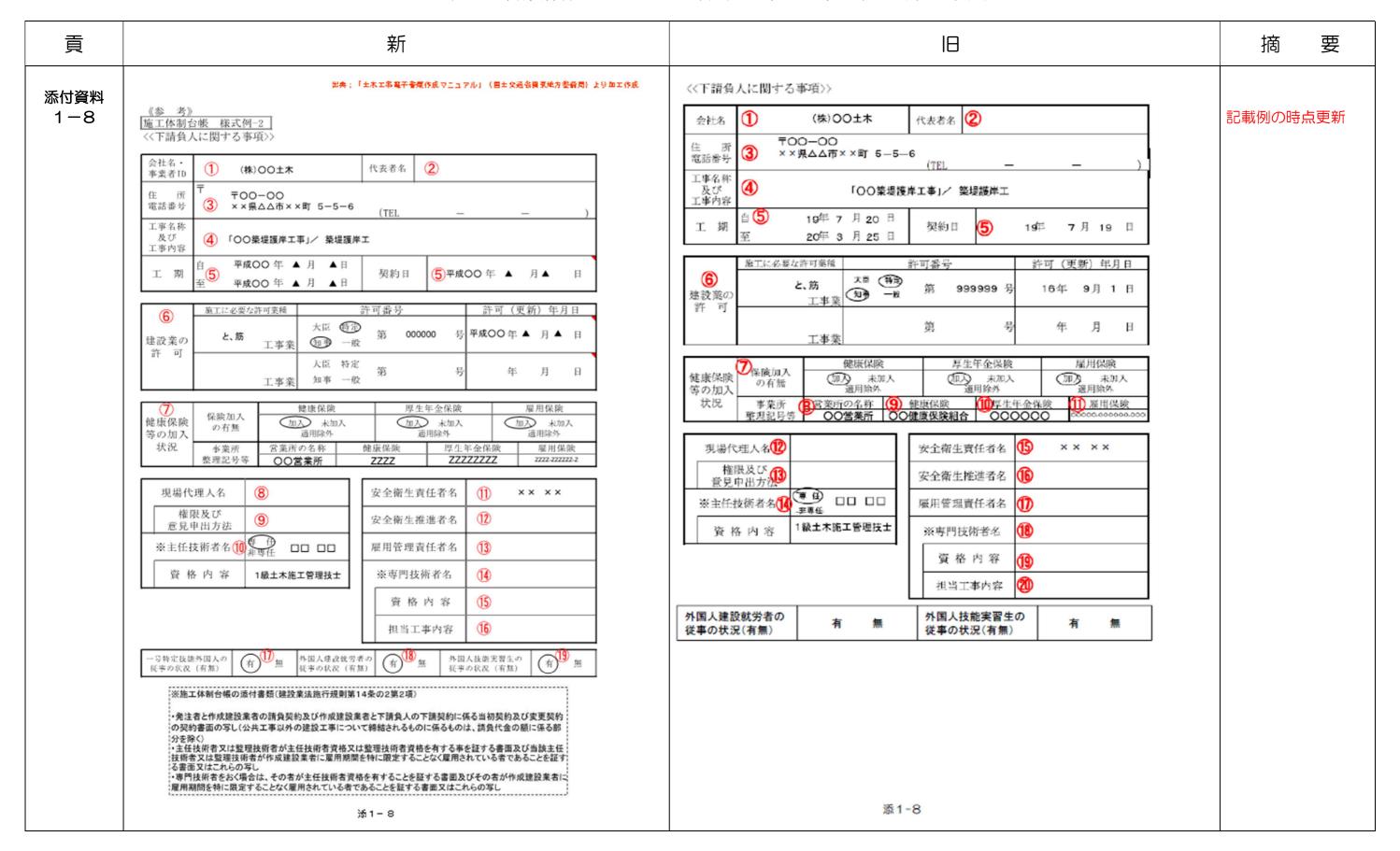
貢	新	IB	摘要
添付資料	土木工事書類作成マニュアル	土木工事書類作成マニュアル	
	添付資料	添付資料	
	1. 施工体制台帳の作成について・・・・・・・・添1-1	1. 施工体制台帳の作成について・・・・・・・・・添1-1	
	2. 受注者の工事書類保存期間について・・・・・・添2-1	2. 受注者の工事書類保存期間について・・・・・・ 5 2-1	
	3. 建設リサイクルについて・・・・・・・・・・添3-1	3. 建設リサイクルについて・・・・・・・・・・添3-1	
	4. 土砂の適正処理について・・・・・・・・・・添4-1	4. 土砂の適正処理について・・・・・・・・・・添4-1	
	5. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み・・・・添5-1	5. 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の仕組み・・・添5-1	
	6. 様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・ 添6-1	6. 様式一覧・・・・・・・・・・・・・・・ 添6-1	
	注)添付資料5については <mark>砂防課</mark> の所管になります。	注)添付資料 <mark>3から</mark> 5については <mark>建設リサイクル課</mark> の所管になります。	組織再編による所管変更

貢	新	IB	摘	要
添付資料	3 施工体制台帳の構成	3 施工体制台帳の構成		
	3 施工体制台帳の構成  ① 施工体制台帳本紙(施工体制台帳の記載例参照) ② 作業員名簿(作業員名簿の記載例参照) ③ 発注者との契約書の写し(発注者⇔ 元請) ④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し(元請⇔ 一次下請) ⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し(監理技術者資格者証写等) ⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社(元請)に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し(ex.健康保険証等の写し) ⑦ 監理技術者補佐(置く場合に限る)がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し ⑧ 専門技術者(置く場合に限る)が自社(元請)に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し	<ul> <li>① 施工体制台帳本紙(施工体制台帳の記載例参照)</li> <li>② 作業員名簿</li> <li>③ 発注者との契約書の写し(発注者⇔ 元請)</li> <li>④ 元請業者と一次下請業者との契約書の写し(元請⇔ 一次下請)</li> <li>⑤ 主任技術者又は監理技術者がその技術者の資格を有することを証明する書類の写し(監理技術者資格者証写等)</li> <li>⑥ 主任技術者又は監理技術者が自社(元請)に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明する書類の写し(ex.健康保険証等の写し)</li> <li>⑦ 専門技術者(置く場合に限る)が専門工事に係わる主任技術者資格を有することを証明する書類の写し</li> <li>⑧ 専門技術者(置く場合に限る)が自社に雇用期間を限定することなく雇用されていることを証明</li> </ul>	監理技術では、では、	

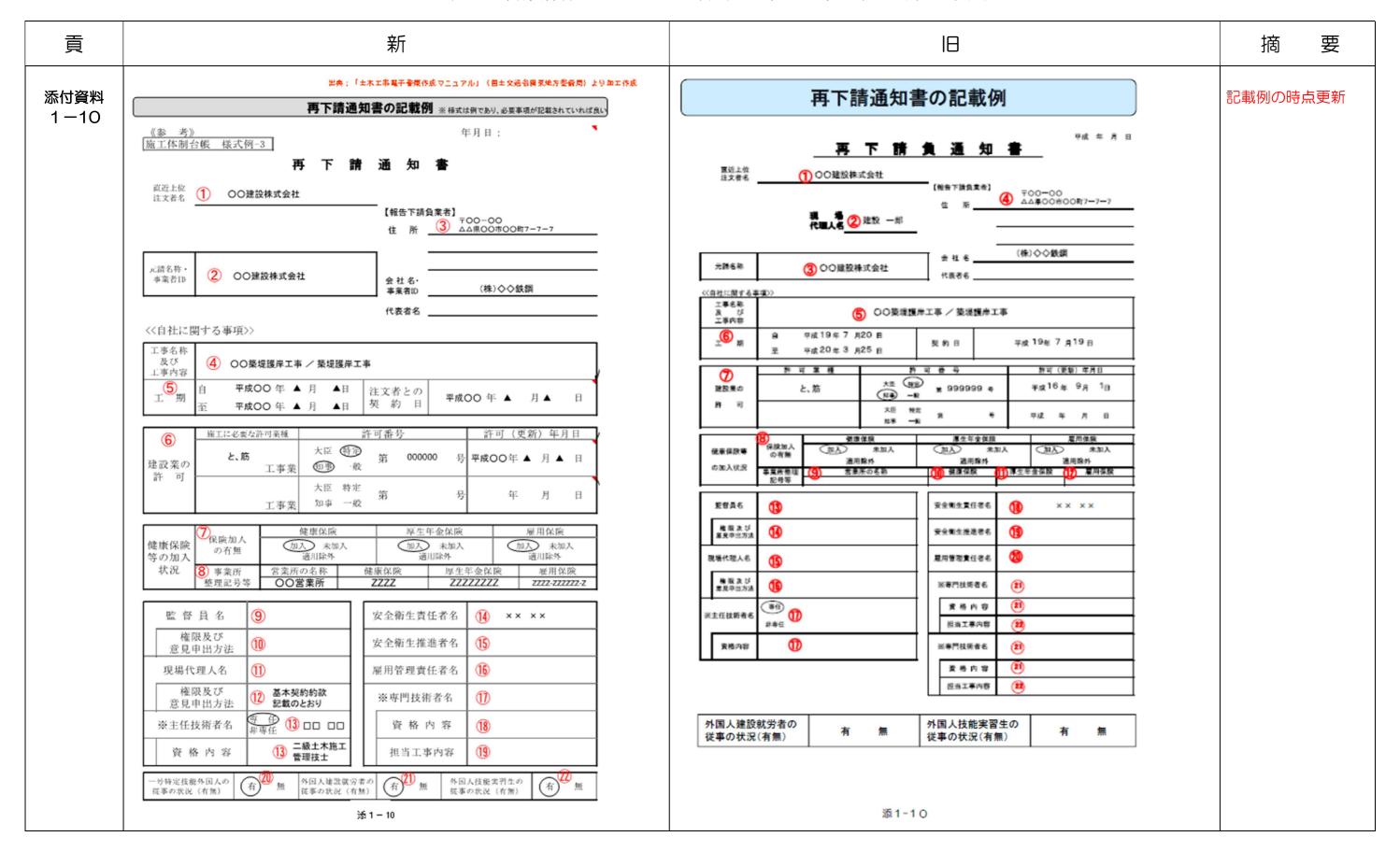
貢	新	IB	摘	要
添付資料 1-4	一		監理技するをを要する。	がの職務を



貢	新	IE	]	摘	要
添付資料	出典:「±ホエキモ干金原作成マニュアル」(日± 欠返省間系地方登録局)より 施工体制台帳の記入上の留意事項	他工作制合限の記え	入上の留意事項		
1-7		1 工事請負契約を締結した会社名を記載 ・		留意事項の	更新
	1 工事請負契約を締結した会社名を記載	② 請負契約(工事)を担当する支社又は営業所名を記述 ・ 対いなけばの名(につける)は発表する。「は一本語・「			
	(2) この工事を担当する事業所名を記載 建設券は第2条に対する場合の表示のできます。「対することに対するというは、10条件を表示していません。	③ 建設業法第3条に定める請負業者の「許可業種」、「			
	建設業法第3条に定める請負業者の「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を記載 ・ 請け負った建設工事に係わる建設業の種類のみならず、許可を受けて営む建設業	話け負った建設工事に係わる建設業の種類のみな	らず、許可を受けて宮む建設業の全てを記載		
	③ の全てを記載	■「土木」→「土」、「建築」→「建」等略称で可			
	<ul> <li>「土木」→「土」、「建築」→「建」等略称で可</li> <li>許可期間は5年のため、本様式記載時における最新の更新年月日を記載</li> </ul>	■許可期間は5年間のため、様式記載時における最新			
	工事請負契約書に記載された「工事名称」とその工事の具体的内容(工種・施工規模(延長や	▲ 工事請負契約を締結した「工事名称」と「工事内容」は	10 10 110111-2111-2111		
	④ 面積等))を記載	⑤ 工事請負契約書に記載されている「甲」の「名称」、「イン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラン・ストラ			
	⑤ 工事請負契約書に記載されている「甲」の「名称」、「住所」を記載	⑥ 工事請負契約書に記載されている「工期」、「契約日」			
	⑥ 工事請負契約書に記載されている「工期」、「契約日」を記載	⑦「元請契約」の欄は、元請が発注者と契約を締結した。			
	「元請契約」の欄は、元請が発注者と契約を締結した支店・営業所等を記載、 「下請契約」の欄は、元請が一次下請業者と契約を締結した支店・営業所等を記載	「下請契約」の欄は、元請が一次下請業者と契約を組			
	ト 前 実 利 」の 個 は、元 前 か 一 次 ト 前 末 名 と 実 約 を 締 結 し た 文 点 ・ 温 来 所 寺 を 記 戦 各 保 険 の 適 用 を 受 け る <b>営業所に つ い て</b> 届 出 を 行って い る 場 合 に は 「 加 入 」 、 行って い な い 場 合	⑧ 各保険の適用を受ける営業所について届出を行って			
	(適用を受ける営業所 が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加	(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部につ			
	入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を〇で囲む。	従業員規模等により各保険の適用が除外される場合			
	(「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄) 「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。	<ul><li>① 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る</li></ul>			
	「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を	(修 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にお	5っては組合名)を記載。―括適用の承認		
	8 記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を 記載。	に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所			
	「厚生年金保険」の櫻は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営	① 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の	の承認に係る営業所の場合は、本店の整理		
	業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。	記号及び事業所番号を記載。			
	「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、 主たる営業所の労働保険番号を記載。	(2) 労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る	6営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。		
	<補足>"添-44"の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。	(3) 工事請負契約書第9条に基づき請負者に通知した「	主任監督員の官職」を記載。		
	<ul><li>事請負契約書第9条に基づき請負者に通知した「主任監督員の官職・氏名」を記載</li><li>(例)○○出張所長が主任監督員の場合「○○出張所長 △△ △△」と記載</li></ul>	(例) 〇〇出張所長が主任監督員の場合「〇〇出張	所長」		
	発注者の監督員の権限は、「工事請負契約書第9条2項の権限」と記載、	〇〇監督官が主任監督員の場合「〇〇監督官	〕と記載		
	意見申出方法は工事請負契約書第9条第4項に規定されている「書面」と記載	(4) 発注者の監督員の権限は、「工事請負契約書第9条	2項の権限」と記載、		
	下請負人を監督するために元請負人が置いた監督員の氏名を記載	意見方法は工事請負契約書第9条第4項に規定され	ている「書面」と記載。		
	(※下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。)	1 監督員とは、元請業者が下請業者との間において下	請負契約における指示・協議できる権限が		
	(2) 元請業者と下請業者で締結された下請契約書における監督員の権限と意見申出方法を記載	与えられている者であり、例えばその権限が現場代理	里人に委任されている場合には		
	(3) 工事請負契約書第10条に規定する現場代理人名を記載 権限は、工事請負契約書第10条2項に規定されている権限、	「現場代理人名」を記載。			
	(1) 権限は、工事請負契約書第10架2項に規定されている権限、 意見申出方法は、工事請負契約書第1条第5項に規定されている「書面」と記載	(6) 元請業者と下請業者で締結された下請契約書におけ	る監督員の権限と意見方法を記載		
	建設業法第26条に規定する監理技術者又は主任技術者名を記載	<ul><li>① 工事請負契約書第10条に規定する現場代理人名を</li></ul>	記載		
	・「専任」、「非専任」のどちらかにOをつける	📵 権限は、工事請負契約書第10条2項に規定されてし	る権限。		
	監理技術者又は主任技術者の資格を具体的に記載 (例) 1級土木施工管理技士	意見方法は、工事請負契約書第1条第5項に規定さ	れている「書面」と記載。		
	① 建設業法第26条に規定する監理技術者補佐の氏名を記載	19 建設業法第26条に規定する監理技術者名を記載			
	監理技術者補佐の資格を具体的に記載	■「専任」、「非専任」のどちらかにOをつける			
	(例) 1級土木施工管理技士 第1次検定合格	※ 監理技術者が建設業法第27条に定める技術検定の	資格を記載		
	(§) 専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載(※専門技術者を置く場合に記載)	(例) 一級土木施工管理技士			
	専門技術者の資格を具体的に記載。 (例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等	② 専門技術者を置く場合に記載			
	② 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載	(2) 専門分野における専門技術者が必要な資格を記載			
		(例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2	級建築施工管理技士(躯体)若しくは技能		
	が国人建設就労者について当該工事現場への従事の有無に〇をつける	検定(鉄筋施工図作成作業)又は技能検定(鉄筋	<b>S組立作業</b> )		
	外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に○をつける	(3) 専門技術者が担当する工事内容を記載			
	添 1 - 7	添1-7			



貢	新	IB	摘要
添付資料 1-9	世典:「±木工事展子者原作成マニュアル」(日主交通省資産地方参資用)より加工作成 施工体制台帳の記入上の留意事項	施工体制台帳の記入上の留意事項	留意事項の更新
	1 下請負人の「商号名称」を記載	① 下請負契約書を締結した「会社名」を記載	田心手祭の文物
	② 下請負人の「代表者名」を記載	② 下請契約者の「代表者名」を記載	
	③ 下請負人の「所在地」を記載	(3) 下請契約者の「住所」及び「電話番号」を記載 (4) 下請負契約における工事内容(工種・数量)を記載	
	不請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容 (工 種・数量等)を記載	「新賀美術における「工期」、「契約日」を記載     下請負業者が、当該工事の施工に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載	
	⑤ 下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された「工期」、「契約日」を記載	<ul><li>▶ 下請員集者が、当該工事の施工に必要な計可集権及び計可量方並のに計可年月日を記載</li><li>■建設業許可を必要としない工事であれば記載しない。</li></ul>	
	「許可番号」、「許可年月日」を記載(※建設業許可を受けていない場合は記載しない) 各保険の適用を受ける <b>営業所について</b> 届出を行っている場合には「加入」、行っていない	⑦ 各保険の提供を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を 受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模 等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。	
	場合(適用を受ける営業所 が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を〇で囲む。(「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄)「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記載。	<ul> <li>・ 請負契約に係る営業所の名称を記載</li> <li>・ 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあたっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。</li> <li>・ 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。</li> <li>・ 労働保険番号を記載。維続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。</li> <li>・ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場代理人の氏名を記載。</li> <li>・ 下請契約書に現場代理人の選任が明記されていない場合は、必要なし。</li> <li>・ 締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載</li> <li>・ 主任技術者は、建設業法第26条の規定により、元請・下請を問わず、分担している施工部分に係わる</li> </ul>	
	8 下請負人が置いた現場代理人の氏名を記載 (※下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし)	必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載 -下請契約額が500万円未満の場合は、主任技術者を定める必要はない。(建設業の許可無しの場合)	
	締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載	- 下請契約額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)を超える場合は、	
	下請負人が置いた主任技術者の「氏名」、「専任・非専任の別」及び「資格」を記載。 (建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種に必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載) 主任技術者は建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種 (10) に必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載 ・建設業の許可を受けていない場合は、主任技術者を定める必要はない (下請契約額が500万円未満等の軽微な工事の場合) ・請け負った契約額が5、500万円(建築一式工事は7、500万円)以上の場合、主任技術者は「専任」である。4.000	主任技術者は「専任」である。  (5) 安全衛生責任者は、下請業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衞法第16条に定められており、元請が統括安全衛生責任者を選任した現場において定める必要がある。  (6) 安全衛生推進者は、元請及び下請それぞれの事業者が、それぞれの労働者が10人以上~50人未満の現場において、定めなければならない。  (7) 雇用管理責任者とは、雇用改善法第5条に定められている者で、建設事業に従事する事業者のみが選任することとされている。	
	下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記載 (1) (安全衛生責任者(職長)は、安衛法第16条 に定められており、統括安全衛生責任者との連絡調整等再下請負人の施工に係る安全管理を担当する者)	<ul><li>● 専門技術者を置く場合に記載</li><li>● 専門分野における専門技術者の必要な資格を記載</li><li>○ 専門技術者が担当する工事内容を記載</li></ul>	
	① 下請負人が置いた安全衛生推進者(安衛法第12条の2)の氏名を記載		
	(3) 下請負人が置いた雇用管理責任者(雇用改善法第5条)の氏名を記載		
	(4) 下請負人が置いた専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載		
	専門技術者の資格を具体的に記載。 (例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等		
	(6) 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載		
	① 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無にOをつける		
	(8) 外国人建設就労者について当該工事現場への従事の有無にOをつける		
	・ 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に〇をつける		
	添1-9	添 1-9	



貢	新	IB	摘 要
添付資料 1-11	出典:「±木工事展子参展作成マニュアル」(四±交通省展系地方参省局)より加工作成 再下請通知書の記入上の留意事項	再下請通知書の記入上の留意事項	
	① 再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記載	① 下請負契約書を締結した直近上位の会社名を記載	留意事項の更新
	② 元請業者名(発注者から直接工事を請け負った業者の商号名称)を記載	② 直近上位の契約者の現場代理人名を記載。ただし、現場代理人が選任されていない場合は記入の	出心すべの文物
	③ 再下請負通知人の所在地、商号名称及び代表者名を記載	必要はない。	
	再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容	③ 元請業者名を記載	
	(工種・数量等)を記載	<ul><li>④ 再下請を行った下請負業者の住所及び電話番号等を記載</li><li>● お生工株会会会が実施する下声中令(下紙・製品)されます。</li></ul>	
	⑤ 再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された「工期」、「契約日」を記載	(5) 報告下請負業者が実施する工事内容(工種・数量)を記載 (6) 下請契約に係わる「工期」、「契約日」を記載	
	再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な「許可業種」」 「許可番号」、「許可年月日」を記載 (※建設業許可を受けていない場合は記載しない)	<ul><li>下請負業者の、当該工事の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載</li></ul>	
	各保険の適用を受ける <b>営業所について</b> 届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所 が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未 加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を〇で囲む。(「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄) <補足>"添-44"の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。	各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合     (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、     従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。     請負契約に係る営業所の名称を記載	
	「営業所の名称」の欄は、請負契約に係る営業所の名称を記載。 「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。 「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。総続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記載。	<ul> <li>事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。</li> <li>事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。</li> <li>労働保険番号を記載。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。</li> <li>監督員とは、下請負業者と再下請負業者間における再下請負契約書に基づく指示・協議ができる</li> </ul>	
	9 再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記載 (※再下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。)	権限が与えられている者で、その権限が現場代理人に委任されている場合は、「現場代理人名」 を記載。再下請負契約書に監督員の条項が明記されていない場合は必要なし。	
	10 下請負業者と再下請負業者間で締結された再下請負契約書における監督員の権限と意見 申出方法を記載	(4) 下請負業者と再下請負業者間で締結された再下請負契約書における監督員の権限と意見申出 方法を記載	
	<ul><li>再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記載 (※下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし)</li></ul>	(6) 下請負工事を請け負った会社の現場代理人の氏名を記載。 下請契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし	
	(1) 直近上位の注文者と再下請負通知人で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。	直近上位の注文者と報告下請業者で締結された下請負契約書における現場代理人の権限と意見	
	再下請負通知人が置いた主任技術者の「氏名」、「専任・非専任の別」及び「資格」を記載。 (3) (建設業法第26条の規定により、請け負った当該工事の施工に応じた業種に必要な資格を 有する「技術者名」、「資格」を記載)	申出方法を記載。 再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。 ① 主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な	
	再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記載 (タ全衛生責任者(職長)は、安衛法第16条 に定められており、統括安全衛生責任者との連 絡調整等再下請負人の施工に係る安全管理を担当する者)	資格を有する「技術者名」、「資格」を記載。  (8) 安全衛生責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する  (9) から変化性が変化。一該の要素と「ごうの要素が終結した下請負契約関係から転記する	
	(5) 再下請負人が置いた安全衛生推進者(安衛法第12条の2)の氏名を記載	<ul><li>⑩ 安全衛生推進者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する。</li><li>№ 雇用管理責任者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転記する</li></ul>	
	(16) 再下請負人が置いた雇用管理責任者(雇用改善法第5条)の氏名を記載	四 産用管理員任名は、元請員業名と下請員業名が締結した下請員契約関係から転配する 回 専門技術者は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から転配する。	
	① 再下請負人が置いた専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載	□ 専門技術者が担当する工事内容は、元請負業者と下請負業者が締結した下請負契約関係から	
	専門技術者の資格を具体的に記載。 (例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等	転記する	
	(19) 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載		
	② 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無にOをつける		
	② 外国人建設就労者について当該工事現場への従事の有無にOをつける		
	か 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無に○をつける		
	添 1 - 11	添 1 - 1 1	

貢	新	IB	摘 要
添付資料     1-12	### ### ### ### #####################	(A) (株) ◇◆鉄鋼 代表者名 ② 住 所 ③ 〒○○一○○ △△県○○市○○町7-7-7  工事名称 ② び 工事名称 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	摘 要記載例の時点更新
	(6) 全設業の 許 可    大臣 特定	保護	
	世当工事内容 (1) (18) 無 外国人母政就労者の (在事の状況 (有無) (有無) (本事の状況 (有無) (有無) (本事の状況 (有無) (有無) (本事の状況 (本事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く) (本事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)	添1-12	

貢	新		IB	摘要
添付資料 1-13	世典:「土木工事電子会域作成マニュアル」(日土文通省開京地方登録局)』 再下請通知書の記入上の留意事項	59 加工作成	再下請負通知書の記入上の留意事項	留意事項の更新
' ' ' '	① 再下請負人の商号名称を記載		<ol> <li>下請負契約書を締結した再下請負会社名を記載</li> <li>下請負契約者を請け負った再下請負会社の代表者名を記載。</li> </ol>	
	② 再下請負人の代表者名を記載		③ 再下請負契約者の住所及び電話番号を記載	
	③ 再下請負人の所在地等を記載		④ 再下請負を行う工事内容(工種・数量)を記載	
	再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容(工種、数量等)を記載		<ul><li>⑤ 再下請負契約に係わる「工期」、「契約日」を記載</li><li>⑥ 再下請業者の施工に必要な「許可業種」、「許可番号」、「許可年月日」を全て記載</li></ul>	
	5 再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された「工期」、「契約日」を記載		<ul><li>② 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合 (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、</li></ul>	
	<ul><li>再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な「許可業種」、 「許可番号」、「許可年月日」を全て記載 (※建設業許可を受けていない場合は記載しない)</li></ul>		従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を〇で囲む。	
	各保険の適用を受ける <b>営業所について</b> 届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未 7 加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を〇で囲む。(「健康保険」、「厚生年金保険」、「雇用保険」全ての欄) <補足〉"添-44"の個人が適切な保険に入っているかのチェックとは異なる。「営業所の名称」の欄は、事業所整理記号及び事業所の名称を記載。「健康保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所の各称を記載。「「大適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。「厚生年金保険」の欄は、事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の場合は、主たる営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記載。「雇用保険」の欄は、労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の場合は、主たる営業所の場合は、主たる営業所の場合は、主たる営業所の場合は、第一下請負人が置いた現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。下請負業者と再下請負業者で締結された再下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なも表記表して資格」で記載といていていない場合は必要なしましていない場合は必要なしましていない場合は必要なしましていない場合は必要なのでは、対しない		<ul> <li>(8) 請負契約に係る営業所の名称を記載</li> <li>(9) 事業所整理記号及び事業所番号(健康保験組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。</li> <li>(10) 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。</li> <li>(11) 労働保険番号を記載,組続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。</li> <li>(12) 再下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。</li> <li>(13) 下請負業者と再下請負業者で締結された再下請負契約書における現場代理人の権限と意見申出方法を記載。再下請負契約書に現場代理人の条項が明記されていない場合は必要なし。</li> <li>(14) 主任技術者は、法第26条の規定により、元請・下請を問わず分担している施工部分に係わる必要な資格を有する「技術者名」、「資格」を記載</li> <li>(15) 安全衛生責任者は、再下請負業者が分担施工している範囲に対する安全管理を担当する者で、安衛法第16条に定められている。</li> <li>(16) 安全衛生責任者は、雇用改善法第5条に定められている。</li> <li>(17) 雇用管理責任者は、雇用改善法第5条に定められている。</li> <li>(18) 生本工事一式を請け負った場合で、土木以外の専門技術者が必要な分野(建築・機械・電気等)の工事内容がある場合、有資格者の名前を記載</li> <li>(19) 専門技術者が担当する工事内容を記載</li> </ul>	
	連絡調整等再下請負人の施工に係る安全管理を担当する者) (3) 再下請負人が置いた安全衛生推進者(安衛法第12条の2)の氏名を記載			
	(4) 再下請負人が置いた雇用管理責任者(雇用改善法第5条)の氏名を記載			
	(5) 再下請負人が置いた専門技術者(建設業法26条の2)の氏名を記載			
	専門技術者の資格を具体的に記載。 (例)鉄筋工事の場合、1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士(躯体)等			
	① 専門技術者が担当する工事内容を具体的に記載			
	(8) 一号特定技能外国人について当該工事現場への従事の有無に〇をつける			
	(9) 外国人建設就労者について当該工事現場への従事の有無に〇をつける			
	② 外国人技能実習生について当該工事現場への従事の有無にOをつける			
	添 1 — 13		添1-13	

